

○内閣府告示第五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 北海道空知郡上富良野町
- 二 構造改革特別区域の名称 上富良野町どぶろく特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 北海道空知郡上富良野町の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

○内閣府告示第五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岩手県及び宮城県
- 二 構造改革特別区域の名称 岩手県・宮城県沿岸部外国人技能実習生受入れ特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 釜石市及び塩竈市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業（五〇六（五

一三）

○内閣府告示第五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 小諸市
- 二 構造改革特別区域の名称 信州小諸ワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 小諸市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特産酒類の製造事業（七〇九（七一〇））

○内閣府告示第六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 泉南市
- 二 構造改革特別区域の名称 泉南市児童発達支援センター安心安全給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 泉南市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業

（九三九）

○内閣府告示第六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十七年三月二十七日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月十日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福山市
- 二 構造改革特別区域の名称 ふくやまワイン特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 福山市の全域
- 四 特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））